

全日畜第二回定時社員総会開催六号議案を承認

一般社団法人全日本畜産振興事業中央会(西原 登代表理事)は五月二十四日、午後三時三十分より、東京・南青山の南青山会館において、平成二十二年度・第二回定時社員総会を開催した。

第二回定時社員総会では、西原代表理事のあいさつ。(協)日本飼料工業会三野耕治専務理事の来賓あいさつに続き、議長に西原代表取締役が選出され、議事が行われた。議事では、事務局より提出された①平成二十一年度事業報告、貸借対照表、正味財産増減計画書及び収支決算の承認、②平成二十二年度事業計画及び収支予算の承認、③定款の一部変更、④監事の選任、⑤会員の入会金及び会費について、⑥その他として、宮崎県で発生している口蹄疫に関して、不足している消毒薬の緊急送付の一〇六号議案について審議が行われ、原案通り承認された。

また、議案の審議において、事務局より宮崎県で発生している口蹄疫について、直近の状況が報告された。

全日畜二十二年度事業会員の要望把握と要請活動等

一般社団法人全日本畜産振興事業中央会は別項のように、第二回定時社員総会を開催し、平成二十二年度の事業計画を承認した。平成二十二年度の事業計画によると、①組織整備の推進、②会員の要望把握と要請活動の実施、③連絡網の整備、④情報の提供が重点とされた。このうち、組織整備の推進と会員の要望把握と要請活動の実施についての概要は次のようなものである。

▽組織整備の推進

二十一年度も押し迫った三月四日に青森県全日本畜産経営者協会と東北全日本畜産経営者協会が設立された。その後、二十二年度に入って四月十三日に北海道、二十七日に兵庫県と関西、二十八日に愛知県と中部において地方全日畜が設立された。鹿児島県全日畜と全日畜九州も設立予定であったが、宮崎県下の口蹄疫発生のため無期延期とした。

二十二年度は、さらに関東地域での設立を目指して引き続き努力するほか、県全日畜を設立する動きがあれば積極的に支援する。

▽会員の要望把握と要請活動の実施

畜産業振興事業の制度や事業の仕組みに関する情報について、県事業主体から基金協会への伝達が必ずしも十分ではない上、商系関係者も積極的に情報収集には取り組んで来なかった。このため、基金協会ルートから商系生産者への情報提供は十分ではなない。多くの商系生産者は、畜種別団体に加入し、そこから情報を得ているのが一般的と考えられるが、情報量には差があり、また、業種別団体に未加入の生産者もいる。

一方、先の飼料原料価格高騰時の巨額な飼料基金補てん金は、補助事業が無いプロイラー業にも均等に交付されている。つまり、飼料基金を背景に基金協会と荷受組合が行う商系生産者支援活動は、業種横断的であり、全日畜は業種横断的な組織で、設立目的と存在意義もここにある。必要な畜産業振興事業があれば応募するが、事業実施を設立目的とはしていない。二十二年度は次の事業を実施する。

(1) 生産者要望の把握Ⅱ荷受組合担当者を通じて商系生産者の畜産業振興事業に対する要望を把握する。

(2) 要請活動の実施Ⅱ県全日畜と地域全日畜は、生産者や社員と共に当該域内の行政や畜産関係団体に要請活動を行う。広域的な要請がある場合は、全日畜本部が代表理事や社員と共に要請する。

(3) 畜産業振興事業運用テキストの作成Ⅱ畜産業振興事業を担っているベテラン荷受組合担当職員や基金協会担当職員ほかの知見を集約して、全国で共通して畜産業振興事業を運営するためのテキストを作成する。

(4) 研修会の開催Ⅱ原則として作成したテキストに基づき、荷受組合担当職員を対象に研修会を開催する。研修会は、関連情報も提供する中央研修会(東京で開催)とテキスト中心の地域研修会(ブロック会議と併催)を実施し、荷受組合の畜産業振興事業実施機能を強化する。

(5) 補助事業への誘導Ⅱ機能強化した荷受組合と全日畜組織を通じて、希望する商系生産者を畜産業振興事業に誘導する。

全日畜社員総会監事に東倉賢治・伊藤光子氏選任

一般社団法人全日本畜産振興事業中央会は別項のように開催した、第二回定時社員総会において、監事の選任を行った。それによると、選任された監事は次の通りである。(敬称略)

▽東倉賢治Ⅱ日清丸紅飼料㈱。▽伊藤光子Ⅱ㈱全日本配合飼料価格・畜産安定基金総務部長。